

議案第一一号

一時借入金について

昭和三十六年度において三朝町歳出予算内の支出に充当するに次のおり一時借入するに付てきたる

記

一 借入金額 参千万円以内

二 借入先 大蔵省、郵政省、山陰合同銀行

鳥取銀行、扶桑相互銀行

鳥取県町村職員恩給組合、町内農業者協同組合

三 借入利率 日歩三厘五厘以内

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅之

昭和三十六年三月十七日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

